

尾三消防組合告示第13号

令和6・7年度に尾三消防組合が発注する工事（設計、監理、測量及び建設コンサルタント等を含む。）の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下これらの入札を「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格を次のように定める。

令和5年12月1日

尾三消防組合管理者 小 山



第1 競争入札に参加できない者

次に掲げる者は、競争入札に参加できない。

- 1 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- 2 営業に関し、法令の規定により許可、登録等を受けていることを必要とされている場合にこれを受けていない者

第2 競争入札参加者の資格

豊明市、日進市、みよし市、長久手市、東郷町のいずれかの市町の入札参加資格を有している者。

第3 資格の有効期限

令和6年4月1日から令和8年3月31日までとする。ただし、令和8年4月1日以後新たに入札参加者を決定するまでの間は、なおその効力を有する。

第4 資格の取消し等

競争入札参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するに至った場合においては、当該資格の取消し又はその事実があった後2年間競争入札に参加させないことができる。

- 1 第1の規定に該当するとき
- 2 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者